

様式2（計画用）

パブリック・コメント結果

案件名	第2次越前市男女共同参画プラン（案）について																																								
実施期間	平成28年12月15日（木）～平成29年1月13日（金）まで																																								
趣旨	<p>平成19年度に策定した市男女共同参画プランが平成28年度末で終了します。</p> <p>このプランは、国・県の「男女共同参画社会基本法」、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」及び「市男女共同参画推進条例」に規定する基本計画として位置づけられるものです。改定に当たっては、現プランの検証と市民意識調査を行い、10年間を見通した目標と、今後5年間に実施する施策の基本方針と具体的な取組みをまとめました。</p> <p>あらゆる分野での男女共同参画を実現していくため、市民と行政が一体となって総合的に本プランを推進していきます。</p>																																								
意見提出者数 （件数）	<p>3人（26件）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>20代</th> <th>30代</th> <th>40代</th> <th>50代</th> <th>60代</th> <th>未記入</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>男性</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>女性</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td></td> <td></td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>未記入</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>2</td> <td></td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> </tbody> </table>		20代	30代	40代	50代	60代	未記入	合計	男性				1			1	女性				1			1	未記入						1	1	合計				2		1	3
	20代	30代	40代	50代	60代	未記入	合計																																		
男性				1			1																																		
女性				1			1																																		
未記入						1	1																																		
合計				2		1	3																																		
意見に対する回答	以下のとおり																																								

No	年齢 性別	該当する箇所	ご意見の要旨	越前市の回答
1	56歳 女	<p>数値目標 ①</p> <p>女性創業者の育成</p> <p>市の創業支援機関の支援を受け、市内で創業した女性の延べ人数</p> <p>実績 8人</p> <p>目標値 20人</p>	<p>数値目標の意味が理解しにくい。</p> <p>設定した目標数値の根拠を示してほしい。</p>	<p>本プラン（案）の策定にあたっては、市総合戦略の主な施策との整合性を図るため、女性の起業支援に係る数値目標を新たに設定しました。</p> <p>市内の創業支援機関の支援を受け、市内で創業した女性は平成27年度に4人、28年度は4人を見込んでおり、4人×5年間（平成29年度から平成33年度まで）で20人増加することを目標としました。</p>

様式2 (計画用)

2		<p>数値目標 ② 自治振興会の女性 役員の参画 17振興会での 女性役員会長、 副会長、事務局 長 ) 登用 該当地区/17 地区 実績 82.4% 目標値 100%</p>	<p>現状の実績数値が高いのに目 標とする必要があるのか。女性 役員の増加を目指すのであれ ば、全体数に対して女性役員の 割合としてはどうか。また、数 値目標の変更できるのであれ ば、設定した目標に向かい継続 的に取り組んでもらいたい。</p>	<p>自治振興会全役員に 対する女性の割合とし、 地域における女性役員 の増加を目指します。</p>
3		<p>数値目標 ④ 越前市の「特定事 業主行動計画」に おける目標の達成 実績 目標値 100%</p>	<p>目標の項目内容を具体的に示 してほしい。</p>	<p>市の「特定事業主行動 計画」における主な数値 目標を明示します。</p>
4		<p>数値目標 ⑤ 市附属機関等委員 への女性の参画 女性の登用率 40%を達成し た附属機関等の 割合 実績 41.0% 目標値 45.0%</p>	<p>国の統一的な指針に合わせ全 体数に対する女性委員の割合と すべきではないか。他市との比 較という点でもわかりやすい。 素直に目標を表示し、地道に その目標に向かい努力をしてい くことこそが必要だと思う。目 標値の設定をむやみに変更する 必要はなく、継続することが大 事だと思う。</p>	<p>他市との比較や国の 進捗状況のとらえ方 である、附属機関等におけ る女性の登用率(女性委 員/附属機関等委員)と します。</p>
5	55歳 男		<p>この10年間の成果について 触れられていないが、男性の家 事等への参加や女性の育児休暇 取得、地域でも女性役員が増え たりしているので、男女共同参 画は徐々にではあるが、進んで いると思うので、評価するべき だと思う。その上で、次のステ ップへ進むためのプランである ことを明確にした方がいいと思 う。</p>	<p>本プラン(案)は、社 会情勢や意識調査の結 果を踏まえ策定してお ります。ご意見のとおり、男女共同参画意識の 醸成は着実に進んでい ますので、今後とも男女 共同参画社会の推進に 努めます。</p>

様式 2 (計画用)

6	団体		<p>「女性を輝かせる」ための計画でなく、「性別を問わず一人一人が輝ける」ための計画であってほしい。この計画が全体を通して、「越前市総合戦略 女性が輝くモノづくりのまち」の実現を目指すあまり、女性が結婚・出産・子育てをしやすいたことが第一であるように感じます。もちろんそれらを望む女性がそれらをしやすいた社会であることは重要ですが、それらを望まない人に対して強要となってしまうのか心配です。「女性のため」ではなく、“少数派”を含む「一人一人のため」の計画であってほしいと思いますし、男女と表記してしまうことで、この表現から漏れてしまう人がいます。性別にかかわらず、一人ひとりを尊重できるような表現にしてほしいと思いますので、「男女の活動や生き方が…」を「一人ひとりの活動や生き方が…」に、「男女が互いに優れた特性を認め合い、」を「一人ひとりの個性を認め合い、」に変更してください。</p>	<p>本プラン(案)では、基本目標Ⅰの男女平等と人権の尊重において、「個人の尊厳のもと、一人ひとりが個人として尊重され、あらゆる差別や偏見による不平等な扱いを受けることなく、自由に能力を發揮できる社会を目指します。」と謳っており、全ての人が個人として尊重され、相互に共存し得る社会の実現を目指しております。</p> <p>なお、本プラン(案)は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定しますので、「男女の」「男女が互いに」としております。</p>
			<p>「越前市総合戦略」は、男女比のアンバランスが非婚化の一因となっているという分析により、女性の移住・定住を目指すものと認識しておりますが、市総合戦略が結婚・出産を選ばない市民に対して強制力とならないよう願っています。そのため、男女共同参画プランはこの総合戦略と整合性を図るのではなく、均衡を図ってほしいと考え</p>	<p>本プラン(案)では、基本目標Ⅰに「個人の尊厳のもと、一人ひとりが個人として尊重され、あらゆる差別や偏見による不平等な扱いを受けることなく、自由に能力を發揮できる社会を目指します。」と謳っており、全ての人が個人として尊重され、相互に共</p>

様式2 (計画用)

		<p>ます。具体的には、この総合戦略の着実な推進を図るのではなく、ひとりで生きる人、婚姻関係のないパートナーと暮らす人、ひとり親世帯、同性カップルで暮らす人など、多様な生き方を尊重するものであってほしいと考えます。</p>	<p>存し得る社会の実現を目指しております。</p>
		<p>誰もが差別を受けることなく平等に暮らせることが、男女共同参画社会の根底にある基本的な理念と考えますので、男女の社会進出だけでなく、様々な人権課題について広く市民に啓発し、人権課題に関する教育の推進を行っていただきたいと思えます。そのため、まずは計画の推進体制をとる男女共同参画審議会、男女共同参画推進会議、男女平等オンブッド、男女共同参画推進委員会・ワーキンググループ、男女共同参画センターの方々に向け、研修会等で正しい知識を知る、考える機会をもっていただきたいと考えます</p>	<p>市では、新採用職員を対象にLGBTを支援するNPO法人の方を講師に招き、研修会を実施したほか、市職員が仁愛大学に出向き、学生に対し、LGBTについて正しい知識を深める講義を行っております。</p> <p>今後も、全ての人々が安心して生きがいを持って暮らせる社会を実現するため、国や県と連携しながら、市ホームページ、広報紙や講演会などを通じて正しい知識や情報を広く啓発してまいります。</p>
		<p>女性が働く上での負担を減らし両立をしやすいようにすることと、役割意識に縛られてしまっている男性の意識の改善も重要ですが、そもそも「性別を問わず働き方の改善」がないと難しいのではないのでしょうか。性別を問わず、両立のしやすいワークライフバランスの確立を目指していただきたいと思えます。</p>	<p>市の「特定事業主行動計画」では、超過勤務の縮減、休暇の取得の推進等の男女を通じた働き方改革への取組みを掲げており、本プラン(案)では、この「特定事業主行動計画」の達成を数値目標の一つにしておりますので、このような観点に立ってワーク・ライフ・バランスの確立に努めてまいります。</p>

様式2 (計画用)

			<p>「女性であること」が理由の登用・管理職への抜擢等は、本人の能力・意思とのミスマッチを生みます。また、男性にとっての機会損失にもなり得るのではないのでしょうか。「女性であること」が理由で登用されないことは明らかな差別でありあつてはならないことですが、同様に「女性であること」のみが理由での登用もあつてはならないと考えます。</p>	<p>女性職員の管理職への登用につきましては積極的に推進し、行政施策における女性の参画の拡大に努めております。</p>
7		基本目標	<p>基本目標の追加について</p> <p>LGBTなどの性的マイノリティの問題は、近年ようやく注目され始めている問題です。20～30人に1人いると言われており、身近にいるはずですが、いないものとされているのが現状です。性的マイノリティに関わる問題は、生まれたときから、亡くなるまでどの場面においても発生してきます。教育、就労、パートナーとの暮らし、子育て、老後など、さまざまな問題があります。自殺念慮も高い傾向にあり、命にかかわる問題ですので、性的マイノリティの問題を基本目標の一つとして設定させていただきますようお願いいたします。</p>	<p>本プラン(案)は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定するものでありますので、男女共同参画の視点から基本目標を設定しております。</p> <p>なお、性的マイノリティにつきましては、国や県と連携して、相談窓口のPRや市民の正しい理解が得られるよう、今後とも取り組みを進めてまいります。</p>
8		基本目標Ⅰ 男女平等と人権の尊重	<p>基本目標Ⅰの中の課題の一つとして、「相談体制の充実」を新たに入れてください。特にLGBTの方は、相談をしたくてもどこに相談すればよいか分からない、誰が話を理解してくれるかわからないなどという理由で必要な支援につながらないこと</p>	<p>LGBTにつきましては、市のホームページに掲載するほか、各種の相談につきましては、市広報紙などで周知を行っておりますが、今後とも、相談窓口の充実や周知に努めてまいります。</p>

様式2 (計画用)

			<p>があります。性別や性的指向、性自認、性別違和等を理由として社会的に困難な思いをしている人々からの相談を含め、相談に対応してください。多様な性について知識のある相談員の設置をお願いします。また、越前市内の相談機関との連携だけでなく、県や国の相談機関との連携の強化もしてください。</p>	
9		<p>4.基本目標と課題 基本目標Ⅰ 男女平等と人権の尊重</p>	<p>「一人ひとりが人間として尊重され」を「一人ひとりが個人として尊重され」に変更してください。</p>	<p>「一人ひとりが個人として尊重され」に変更します。</p>
			<p>「あらゆる差別や偏見による不平等な扱いを受けることなく、」の表記中の、「あらゆる差別」具体的な差別について明記してください。例：性自認、性的指向、人種、信条、性別、国籍、障がいの有無など。具体的に表記することで、市民の皆さんが改めて認識することができると思います。</p>	<p>本プラン(案)は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定するもので、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための行動計画として、課題等で差別の解消に向けた施策を記載しております。</p>
10		<p>課題1 男女平等意識の確立と多様な選択を可能にする教育の推進</p>	<p>「多様な選択」の中に、性的マイノリティの視点を入れてください。「男は仕事、女は家庭」という表記から、結婚している男女のみを想定されていると思われる。結婚をしない選択をする方や、法律婚できない同性カップル、その他さまざまな家族の形があることを表記してください。</p>	<p>本プラン(案)の策定にあたり、市民意識調査を実施しましたが、夫婦の役割に関して、性別による分業意識が根強く、「生活費を得る」に関しては夫の役割、「日常の家事」、「日常の買い物などの家計管理」に関しては、妻の役割であると考えられる人の割合が男女ともに高いという結果を課題としたものであります。</p>

様式2 (計画用)

<p>1 1</p>		<p>課題1 男女平等意識の確立と多様な選択を可能にする教育の推進</p>	<p>多様な選択を可能にする教育について、固定的な性別による役割分担意識解消が目的の幼少期からの男女平等意識教育だけでなく、性的指向、性自認や性別違和についてなど、LGBTなどの多様な性に関する教育や相談体制の充実を行ってください。具体的には、生徒に対して教育を行うだけでなく、子どもと関わる大人側も正しい知識を持つために全教職員に対して研修を行ってください。悩んでいる子どもがいる場合、安心して相談できるような雰囲気づくりをしてください。また、学校内の廊下や保健室に、大阪市淀川区が公開している「多様な性に関する啓発展示パネル」を掲示するなどして性的マイノリティの生徒も当たり前で居て良いということを常時伝えるようしてください。</p>	<p>学校では、生徒指導や人権教育の側面から、LGBTに限らず、いじめや差別を行わないよう、指導を行っており、教育相談体制を充実させ、個別の悩みや不安に担任、養護教諭、スクールカウンセラー、さらには外部の相談機関を紹介するなどして、専門的な分野の方が状況や相手に応じて対応できるようにしております。</p> <p>また、小学校では、思春期の不安や悩みへの対処等、中学校では、性との向き合い方や心の発達等に関する学習をしており、その際、発達の時期や程度には人によって違いがあることが理解できるように指導することに留意しています。</p> <p>なお、昨年度、各小中学校の養護教諭を対象に、性的マイノリティの理解を促す研修を実施しております。</p>
<p>1 2</p>		<p>課題1 男女平等意識の確立と多様な選択を可能にする教育の推進</p>	<p>学齢期の子ども以外にも広く市民に多様な性について知ってもらえるよう啓発を行ってください。特に市民の生活に関わる行政職員も多様な性に関する知識を持つ必要がありますので、行政職員への研修や啓発を行ってください。</p>	<p>市では、新採用職員を対象にLGBTを支援するNPO法人の方を講師に招き、研修会を実施したほか、市職員が仁愛大学に出向き、学生に対し、LGBTについて正しい知識を深める講義などを実施しており</p>

様式2 (計画用)

				<p>ます。</p> <p>今後も、全ての人安心して生きがいを持って暮らせる社会を実現するため、国や県と連携しながら、市ホームページ、広報紙や講演会などを通じて正しい知識や情報を広く啓発してまいります。</p>
13		<p>課題2 パートナーに対するあらゆる暴力の根絶</p>	<p>DVについては、同性カップルにおいても起こる問題ですので、同性間のDVについても表記してください。また、暴力の未然防止と根絶だけでなく、被害を受けた場合にすぐ相談できるよう、相談体制の充実も行ってください。</p>	<p>本プラン(案)は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定するもので、あらゆる分野で男女共同参画を推進していくための行動計画であり、デートDV等を記載しております。</p> <p>なお、相談窓口を設けておりますが、今後とも充実に努めてまいります。</p>
14		<p>課題3 女性特有の健康と権利の尊重</p>	<p>「女性特有の健康と権利の尊重」を「性と生殖に関する権利と健康」に変更してください。</p> <p>「女性が自分の体について、自分で決めることは人生の選択肢を広げる基礎である」を「すべてのカップルと個人が、自分たちの子どもの数、出産間隔、出産する時期を自由にかつ責任をもって決定でき、そのための情報と手段を得ることができる」という基本的権利を尊重します」という表記にしてください。</p> <p>これはリプロダクティブヘルス/ライツに関わるもので、生殖システム及びその機能と活動過程のすべての側面において、単</p>	<p>「女性特有の健康と権利の尊重」という点について、男女の身体的差異は生まれてから死ぬまで差異がありますので、生涯を通じた女性特有の健康保持増進対策の推進を継続いたします。また、この差異はリプロダクティブヘルス/ライツに関わるものがありますので、「女性が自分の体について、自分で決めることは人生の選択肢を広げる基礎である」と記載したものです。</p>



様式2 (計画用)

			<p>に疾病、障害がないというばかりでなく、身体的、精神的、社会的に完全に良好な状態であるために、権利の尊重と健康の維持のための対策を推進するという考えをもっていただきたいと思います。人々が安全で満ち足りた性生活を営むことができ、生殖能力を持ち、子どもを持つか持たないか、いつ持つか、何人持つかを定める自由をもてるのが重要であり、妊娠、出産を選択しない女性もいるので、市が妊娠、出産を強制することのない表現としてください。</p>	<p>※リプロダクティブ・ヘルス/ライツ</p> <p>「性と生殖に関する健康と権利」と訳している。女性が生涯にわたって身体的・精神的・社会的に良好な状態にあることと、そして、妊娠・出産・中絶に関わる女性の生命の安全や健康を重視し、女性の自己決定権を認めようということの意味する。</p>
15		<p>基本目標Ⅱ 社会における制度・慣行についての配慮</p>	<p>「男女が互いに優れた特性を認め合い」を「性別にとらわれず、一人ひとりが個性を認め合い」に変更してください。</p> <p>課題1 地域における制度・慣行の見直し</p> <p>「男女が共に固定的役割意識にとらわれず」を「性別による固定的役割意識にとらわれず」に変更してください。</p>	<p>本プラン(案)は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定するものでありますので、「男女」と記載しております。</p>
16		<p>課題2 雇用等における均等な機会と待遇の確保</p>	<p>「女性の就労と家事・育児・介護、地域活動や社会活動との両立(中略)「女性が輝くモノづくりのまち」を目指します」について、冒頭で「女性の」と明記してしまうことで家事や育児が女性のものであるというように感じてしまうので、「女性の」という表現を削除してください。また、男性の就労についての視点が無いので、男性の育休取得率の向上などについても触れていただき、性別にかかわらずに均等な機会と待遇の確保を</p>	<p>本プラン(案)の策定にあたり、市民意識調査を実施しましたが、本市では、就労面での女性の参画が進んでいる一方で、家事、育児、介護等に関しては、女性の役割だという意識が根強いという結果を課題としたものであります。</p> <p>また、本市の「特定事業主行動計画」では、男女を問わず、希望に応じた育児休業の取得10</p>

様式2（計画用）

			図ってください。	0%の維持を掲げており、本プラン(案)では、この「特定事業主行動計画」の達成を数値目標の一つにしております。
17		基本目標Ⅲ 政策等の立案及び決定への共同参画	「男女がともに参画し、」を「一人ひとりが参画し、」に変更してください。	本プラン(案)は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定するものでありますので、「男女」と記載しております。
18		課題2 男女共同参画の視点からの防災	女性や子育て世代の視点のみの表記になっているので、性的マイノリティ、障がい者、高齢者、外国籍の方の視点も追加してください。また、東日本大震災においては被災した性的マイノリティ当事者が、避難所や仮設住宅で暮らしていけるか、同性カップルは家族として認識してもらえるのかと不安を感じたそうです。多様な性、多様な家族の形のかたが安心して暮らせるよう、啓発、制度の充実をお願いします。	本プラン(案)は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定するものでありますので、男女共同参画の視点から記載しております。 なお、性的マイノリティ等の防災につきましては、市の防災計画等で対応してまいります。
19		課題3 人材育成	「男女の平等な参画を」を「一人ひとりの平等な参画を」に変更してください。	本プラン(案)は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定するものでありますので、「男女」と記載しております。

様式2（計画用）

20		<p>基本目標Ⅳ 家庭と仕事の両立と地域活動等への積極的な参加</p> <p>課題1 仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し</p>	<p>「男女が共に継続して就業できるよう」を「一人ひとりが継続して就業できるよう」に変更してください。</p> <p>女性にとっての課題のみが書かれているので、男性にとっての課題も明記してください。 例：育休取得率が低いこと、長時間労働など</p>	<p>本プラン(案)は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定するものでありますので、「男女」と記載しております。</p> <p>また、本市の「特定事業主行動計画」では、超過勤務の縮減、休暇の取得の推進等の男女を通じた働き方改革への取組みを掲げており、本プラン(案)では、この「特定事業主行動計画」の達成を数値目標の一つにしております。</p>
21		<p>課題2 子育て支援の充実</p>	<p>「女性の社会進出による共働き家庭やひとり親家庭の増加などにより、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化」について、「共働き家庭や」の後を「ひとり親家庭の増加や多様な家族の在り方や同性カップルで子育てをする方などにより、」に変更してください。</p> <p>「男女がともに子育てと仕事を両立することができるよう」について、想定されているのが結婚している男女と読めるので、「同性カップルやひとり親など、様々なバックグラウンドを持った方が子育てと仕事を両立することができるよう」と変更してください。</p>	<p>本プラン(案)は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定するものでありますので、男女共同参画の視点から記載しております。</p>

様式2 (計画用)

<p>2 2</p>		<p>課題4 安心して暮らせる環境整備</p>	<p>基本目標Ⅳの中に課題4は不適当だと思われるので、基本目標Ⅰ 男女平等と人権の尊重の中の課題の1つとして盛り込んでください。</p> <p>「男女一人ひとりの人権が尊重され」を「一人ひとりの人権が尊重され」に変更してください。</p> <p>「高齢者や障がい者であることで困難を抱えている人がいます」について、そのような特性をもつ「人」であることが困難と読み取れ、差別的な意味合いを感じます。「高齢であること、障がいをもっていることで困難を抱えている人がいます」に変更してください。</p>	<p>「基本目標Ⅳ 家庭と仕事の両立と地域活動等への積極的な参画」では、活力ある社会づくりに向けた施策の一つとして、「安心して暮らせる環境整備」を課題の一つとし、誰もが家庭や地域で安心して暮らしていけるように施策を実施していこうとするものです。</p> <p>また、本プラン(案)は、男女共同参画社会基本法等に基づき策定するものでありますので、男女共同参画の視点から記載しております。</p> <p>なお、「高齢者や障がい者であることで困難を抱えている人がいます」は、「高齢であること、障がいをもっていることで困難を抱えている人がいます」に変更します。</p>
<p>2 3</p>		<p>基本目標Ⅴ 国際的協力</p>	<p>交流の促進や国際的協力など、外国人の支援のための目標になっていないと感じます。特に、課題2 国際的協力と貢献については、国際的な人材を育成するための課題になっているように読み取れます。</p>	<p>本市は外国人が多く居住しておりますが、男女共同参画社会基本法には「男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることに鑑み、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。」と規定されており、この基本理念に沿って「国際的協力」</p>

様式2（計画用）

				を基本目標としており、各種施策を実施してまいります。
24		数値目標	<p>数値目標の設定について</p> <p>女性側の数値目標が多いので、男性側の数値目標も設定してください。また、女性の参画の数値目標を設定することにより、女性だからという理由で本人の希望や能力にそぐわない、無理な登用が行われないようしっかりと精査してください。</p>	<p>本市の「特定事業主行動計画」では、超過勤務の縮減、休暇の取得の推進等の男女を通じた働き方改革への取組みを掲げており、本プラン（案）では、この「特定事業主行動計画」の達成を数値目標の一つにしておりますので、このような観点に立ってワーク・ライフ・バランスの確立に努めてまいります。</p> <p>また、女性職員の管理職への登用につきましては積極的に推進し、行政施策における女性の参画の拡大に努めてまいります。</p>
25		男女共同参画推進会議	<p>委員は各地区自治振興会の代表、企業の代表で構成されることですが、各自治振興会の代表だと、全体の年齢構成が高齢になりがちだと思われます。このプランは若い世代に重点を置いていると思われるので、若い方の意見も反映されるよう、年齢構成のバランスを考えた委員構成をお願いします。</p>	<p>市男女共同参画プランについて、必要な事項を調査・審議した男女共同参画審議会には、大学生や国際交流協会代表等が委員となっておりますので、市男女共同参画プランに基づく施策を市民に浸透させるための活動をしていただく男女共同参画推進会議委員につきましても、幅広い年齢層の方々に参画していただけるよう努めてまいります。</p>

様式2（計画用）

26		男女共同参画センター	<p>男女共同参画の拠点施設なので、LGBTなどの性的マイノリティ関連の情報の提供、啓発、講座の開催、交流の場の提供をしてください。また、男女共同参画に関する意識調査の実施、関係情報の収集等により、問題点及び課題を把握し、男女共同参画の推進に関する施策に反映させるとともに、年次報告及び各種関係情報をインターネット等により適時に広く市民に提供してください。</p>	<p>男女共同参画センターは、男女共同参画社会推進の拠点施設として、情報収集及び提供、講座等の開催及び啓発、市民活動の支援及び交流の場の提供等に関する業務を行っており、今後とも、さらなる充実に努めてまいります。</p>
----	--	------------	--	---